

令和8年3月30日

関係所属長 殿

長野県警察本部長

犯罪被害者等支援における多機関ワンストップサービスの運用について
(通達)

長野県は、長野県犯罪被害者等支援条例（令和4年長野県条例第10号）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等へ途切れない支援（多機関ワンストップサービス）を一元的に提供するため、別添のとおり「長野県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、令和8年4月1日から運用することとした。

当県警察においても、要綱に基づく犯罪被害者等支援調整会議の構成機関として参画することから、要綱について所属職員に周知するとともに、要綱に基づく手続については、下記のとおりであるので、適切に対応されたい。

記

1 多機関ワンストップサービスの概要

多機関ワンストップサービスとは、犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体において利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することを目的とし、長野県に配置される犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）に情報を集約し、関係機関・団体が一体となって協議し、作成した支援計画を基に、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく提供する仕組みである。

2 県警察の役割

県警察は、犯罪被害者等からの相談を第一次的に受けることが多い機関として、所管業務にとらわれず、犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、そのニーズに応じて、支援コーディネーター及び関係機関・団体への情報提供や橋渡しを行うほか、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続に関与する際の負担が大きいことに配慮した警察活動を行うこと、多機関ワンストップサービスに参画し、関係機関・団体と連携して、犯罪被害発生後速やかに実施しなければならない支援（被害直後の初期支援、相談対応、安全確保、心理的ケア等）を提供することなどが求められる。

3 要綱に基づく手続

- (1) 事件捜査を主管する警察本部の課長及び警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「所属長等」という。）は、要綱第1条の趣旨に鑑みて、支援を希望する犯罪被害者等（以下「相談者」という。）を認知した際は、速やかに警務部広報県民

課長（犯罪被害者支援室経由）に連絡の上、必要な情報を相談者から聴取し、「相談受理票」（様式第1号）を作成して、相談者に作成した「相談受理票」の内容について確認を求めるとともに、県が設置する犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）に個人情報を提供することの同意を得ること。

- (2) 所属長等は、「相談受理票」の原本を、警務部広報県民課長（犯罪被害者支援室経由）に送付すること。
- (3) 警務部広報県民課長は、支援コーディネーターに対して「相談受理票」の原本を交付し、情報提供を行うこと。
- (4) 警務部広報県民課長は、支援コーディネーターから支援計画書等により情報提供が行われた場合には、関係所属長に対し、警察における必要な支援が行われるよう連絡・調整を図ること。

4 運用上の留意事項

- (1) 「相談受理票」の確認及び支援調整会議に対する情報提供の同意について、相談者が未成年者又は適切な判断を行うことができない状態にある場合は、法定代理人である親権者等に当該情報提供の同意を求めること。
- (2) 「相談受理票」の受理にあたっては、人目のある場所を避け、話し声が外部に聞こえないようにするなど、プライバシーに配慮するとともに、長時間にわたる聴取や不必要な質問は行わないなど、犯罪被害者等の負担軽減に努めること。
- (3) 「相談受理票」の同意確認欄への署名を求めることが困難と認められる場合は、口頭等による同意を得て、その経過を相談受理票に明らかにしておくこと。
- (4) 所属長等は、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズ等を把握し、県作成のチラシ等を活用して多機関ワンストップサービスの制度説明を適切に行うこと。
特に、犯罪被害者等に「被害者の手引き」等の情報提供資料を配付する際は、当該制度に関する県作成のチラシを併せて配付するなどして、当該制度の周知を図ること。
- (5) 支援コーディネーター等に提供する犯罪被害の内容は、捜査若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉を傷つけ、若しくは権利を侵害するおそれのあるものは除くこと。
- (6) 犯罪被害者等支援において警察に求められている役割を確実に果たすとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、関係機関・団体が行う支援に途切れなくつなぐことの重要性、また、これらの機関・団体の役割や支援制度・サービス等について、所属職員の理解を深めるため、前記チラシの活用、教養資料の発出など、所属職員に対する各種教養を適切に実施すること。
- (7) 警察署単位の被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワーク等の関係機関・団体に対して、あらゆる機会を通じて当該制度の周知を図るとともに、個別事案において、支援に携わる各機関・団体が有する制度・サービスが円滑に提供されるよう犯罪被害者等支援に関する情報交換や協議、訓練等を行い、対応能力の向上と連携強化を図ること。

- (8) 被害者及びその家族に関する氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号等の個人情報適切に管理し、情報の漏洩等がないよう、その保護に万全を期すこと。

5 文書の保管・管理

- (1) 「相談受理票」の写し、支援コーディネーターから提供を受けた資料又はその写しの保存期限は、要綱第7条に規定する終結日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。ただし、5年を経過する前に、再度被害者等から要望があった場合は、当該新たな支援に係る終結日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。
- (2) 文書の保管期間を延長する特別の理由がある場合には、協議の上、延長できるものとする。

担 当：広報県民課(犯罪被害者支援室)

別添 (略)